

答弁書第一四八号

内閣参質一九六第一四八号

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設に伴う埋立工事の着手に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設に伴う埋立工事の着手に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現在施工中であるため、一概にお答えすることは困難であるが、現在発注している護岸工事の設計上の天端高は、御指摘の「潮位表基準面（CDL）」の四メートル上である。

二及び三について

御指摘の「外周護岸の内側への土砂投入」については、護岸を概成させて外海と遮断した後に行うこととしているが、台風による高波等による土砂の流出に関しては、護岸に被覆ブロック、目潰し碎石、防砂シート及び腹付材の設置を行うとともに、護岸の天端に袋材を設置するなどの対策を講じることにより、護岸内の土砂の外海への流出防止及び周辺の海の汚濁防止を図ることとしている。

四について

個々の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたいが、御指摘の「シユワブ（H29）埋立工事（一〜三工区）」については、汚濁防止の機能を確保しつつ、必要な契約変更を行ったものである。

五について

普天間飛行場代替施設建設事業においては、護岸に被覆ブロック、目潰し碎石、防砂シート及び腹付材の設置等を行うことにより、那覇空港滑走路増設事業と同様に、護岸内の土砂の外海への流出防止及び周辺の海の汚濁防止を図ることとしている。

六について

お尋ねの「沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書」については、平成三十年六月十二日に沖縄防衛局長から沖縄県知事に対して提出を行ったところであり、護岸が概成し、その準備が整い次第、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立工事に着手する考えである。